

公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043 宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017 http://www.tochigi-sanpai.or.jp



令和6年度行政(栃木県・宇都宮市)との意見交換会を開催しました

8月8日(木)、栃木県庁北別館において、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るため、栃木県及び宇都宮市の廃棄物行政に携わる担当課長、職員と当協会理事による意見交換会を開催しました。栃木県から大橋資源循環推進課長ほか7名、宇都宮市から荻原課長ほか3名、当協会から菊池会長ほか11名が参加し、協会員からのアンケート調査に基づく意見要望事項について、それぞれの立場から取り組み状況や課題など活発な意見交換が行われました。栃木県及び宇都宮市の意見要望事項の回答は次のとおりです。



【挨拶する菊池会長】



【会場風景】

*当協会からの意見・要望事項

1. 排出事業者に対し適切な処理をしてもらうように、見回り調査や立ち入り検査をさらに進めてもらいたい

事業所から出る廃棄物は大きく分けて事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別されるが、それを認識していない事業者も多く存在する。収集運搬や処理業者に調査に入っても排出者側の認識が変わらない以上、根本的な解決に至らないので、調査の対象を事業規模関係なく排出者側にも調査に積極的に入り、指導をしていただきたい。

(栃木県)

県としては、産業廃棄物の円滑で適正な処理の実施に当たり、処理業者だけでなく、排出事業者においても、処理状況に関する確認や適正な対価の支払い等の必要性の理解、発生抑制の意識の高揚を図ることが必要であると考えています。

このため、①廃掃法その他の法令に基づく工場や事業場、解体現場などへの立入検査(令和4年度実績1,086件、うち口頭指導153件、文書指導79件)、②パンフレット、ホームページ及び情報誌による情報提供、③廃棄物排出事業者向け講演会及び講習会の開催を通した啓発の実施、④廃棄物不適正事案を認知した際の排出事業者への指導、等様々な取組を実施しているところです。

引き続き、排出事業者の適切な処理に向けて様々な取組を実施してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

~協会ニュース~

(宇都宮市)

本市においては、今年度、「事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を区別し、それ ぞれ法令に従って処理する」旨のお知らせを広報紙に掲載したほか、「事業系ごみ適正処理マニュアル」を作成しホームページに掲載するなど、広く事業者に対し、事業系ごみの適正処理 についての周知啓発を行っております。

また、引き続き、大規模・中規模事業者を対象とした戸別訪問や研修会を実施するほか、小規模事業者に対し更なる周知啓発に努めるなど、今後とも、事業系ごみの適正排出に向けた取組を推進してまいります。

なお、排出事業者の責務をより確実に伝えることができるよう、必要に応じて「事業系ごみ 適正処理マニュアル」等を貴協会にお渡しすることもできますので、収集の際にこれらをご活 用いただくなど、廃棄物の適正排出の推進にご協力をお願いいたします。

2. 優良処理業者認定制度を受けているメリットを感じられない

この制度を取得・維持するのは大変だが、認定を受けたメリットをあまり実感しない。更に 昨今の物価高騰の中、残念ながら廃棄物は最初にコスト削減で考えられていることが多く、実 状として業者にメリットがあるとは考えにくい。行政や自治体はアンケートを取るなりしてこ れら実態を把握してほしいし、優良認定を受けたからと言って仕事が増えない現状を理解して もらいたい。

(栃木県)

産業廃棄物処理業に対する県民の理解を促進するためには、排出事業者が自らの判断で処理 業者を選択する際の参考とする優良な処理業者を育成していくことが重要であると考えております。

そのため、本県では、排出事業者が信頼できる処理業者を見つける手がかりとなるよう、ホームページやリーフレットにより優良認定制度・優良認定業者を周知しています。

なお、7月中に栃木県内の産業廃棄物処理業者に対して優良産廃処理業者認定制度に関する アンケートを行う予定です。当該アンケート結果を踏まえた上で、産業廃棄物処理業者に優良 認定制度を積極的に取得していただくための取組を考えてまいります。

(制度のメリット)

- ①許可の有効期限が5年から7年に延長(事務負担軽減、許可申請手数料節約)
- ②許可証に優良マークが記載 (排出事業者に PR)
- ③県ホームページで公表 (排出事業者の委託業者探しの足がかり)
- ④許可申請書類の一部省略(事務負担の軽減)
- ⑤財政投融資における優遇措置
- ⑥環境配慮契約法に基づき国等が行う契約での有利な取扱い
- ⑦廃プラスチック類の保管量が 2倍

(宇都宮市)

優良産廃処理業者認定制度につきましては、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的として、優良な産業廃棄物処理業者につきましては、通常5年の業の許可期間を7年にするなど優遇措置を付与しているところであります。

優良認定を取得された事業者におきましては、法令遵守や事業の透明性の確保など、特に優れた能力及び実績を有していますことから、今後も、排出事業者を対象とした講習会やホームページ等を通じて、優良認定制度の意義や本市において優良認定を取得した事業者の周知を図るとともに、市の発注部局に対しても情報提供や周知を図ってまいります。

~協会ニュース~

3. 産業廃棄物処理業実績報告書における産業廃棄物処分業者(特別管理産業廃棄物処分業者) の行政報告を廃止にできないか

令和5年度分より収集運搬業者(特別管理産業廃棄物収集運搬業者)における産業廃棄物処理業実績報告が廃止となったことにより、報告に向けた集計等の業務がなくなり当該部門の負担が減ることに繋がるため大変助かっております。

一方で、処理業務における実績報告は残ったままとなっております。こちらについても廃止 又は報告内容の簡素化を図って頂けますと幸いです。

(栃木県)

県では、産業廃棄物処理の実態を把握するため、産業廃棄物処理業者の皆様から前年度の処理実績について報告をお願いしております。

いただいたデータは、廃棄物の動きを知り資源循環施策を検討するための重要なデータとして活用しております。

中間・最終処分に係る実績報告データにより廃棄物の動きを把握できることから、令和6年度から収集運搬についての実績報告を不要とし、負担軽減に努めてきましたが、現在のところ、中間・最終処分に係る実績報告データを代替できるものがないため、引き続き処分業者の皆様からの報告をお願いしたいと考えております。

なお、栃木県電子システムによるオンライン報告の活用等、今後も貴協会から御意見を賜りながらより効率的な運用に努めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

(宇都宮市)

本市においては、特別管理産業廃棄物収集運搬も含め産業廃棄物収集運搬業における、産業 廃棄物処理業実績報告について、県の事務削減にあわせ、令和5年度分より廃止したところで あります。

今後とも、県と連携しながら、効果的・効率的に報告できるよう、事務の簡素化などに努めてまいります。

4. 市町の処理困難物について

一般廃棄物は市町の廃棄物処理計画において適正処理が推進されています。しかし、自前の施設で処理できないものを処理困難物とし、当協会の電話番号を案内するのみの対応が散見されます。地元の産業廃棄物処理業者が処理できるものは委託処理するか、その産業廃棄物処理業者に一般廃棄物の処理業の許可を与えるなど、処理困難物がきちんと処理できるよう市町に助言(指導)してくださるようお願いします。

(栃木県)

一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について市町村が統括的な責任を有するものであり、適正処理を担保するためには、県内市町等の清掃事業に携わる職員が正しい法解釈に基づいて事業に取り組むことが重要です。

このため、昨年度、清掃事業を行う市町及び一部事務組合並びに栃木県で構成する「栃木県清掃事業連絡協議会」の研修会において、BUN環境課題研修事務所長岡文明氏から処理困難物に関して講演してもらい、市町等の有する法的責任等についてあらためて確認する機会としました。

また、今年度も市町等にこの責任を認識してもらうとともに処理困難物をどのように適正処理していくか検討する機会とするため、県内市町等の担当者と個別に意見交換を行っています。 県としましては、引き続き適正かつ円滑に一般廃棄物の処理が行われるよう、市町等に対して助言を行って参ります。

(宇都宮市)

本市においては、処理困難物の処理について市民から問い合わせがあった場合には、 販売店 や専門業者に処理を依頼するよう案内しています。

また、本市ホームページにおきましても、処理困難物を取扱うことのできる業者一覧を掲載 しております。

産業廃棄物処理検定の試験対策研修会を開催

8月5日(月)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて、令和6年度産業廃棄物処理検定 の合格を目的とした試験対策研修会を開催し、会員18名が参加しました。

全国産業資源循環連合会では、日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理 事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を適正に処理する上できちんとした知識を備 えた人材であることを評価する試験「産業廃棄物処理検定」を実施しております。

そこで、当協会の湯澤専務理事が講師を務め、「産業廃棄物処理検定」の合格を目的とした 試験対策研修会を開催し、産業廃棄物処理の基礎、委託契約、産業廃棄物管理票(マニフェスト)、帳簿等について学習しました。

*令和6年度から「会場集合方式の試験」を、より受験しやすい「CBT方式の試験」に変更されました。CBTとは、テキストセンターにおいて、パソコンを使用して行う試験です。

【試験実施期間】第8回 令和7年2月12日(水)~ 3月5日(水)

(申込期間) 令和7年1月8日(水) ~ 1月29日(水)

*受験日時については、試験実施期間内で、受験者が選べます。

【試験会場】全国約360のテキストセンターにある最寄りの会場から受験できます。

【受講料】 9,900円(税込)

【お問合わせ】公益社団法人全国産業資源循環連合会 検定試験担当

e-mail:ability-as@zensanpairen.or.jp

TEL:03-3224-0811 (営業時間:月~金 9:00~17:00)



【講義する湯澤専務理事】



【会場風景】

反社会的勢力排除のための研修会の開催について

産業廃棄物処理業界から反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への暴力の実態と対策等について研修会を開催いたします。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

- 1. 日 時 令和 6 年 9 月 24 日 (火) 13:30 ~ 16:00
- 2. 場 所 栃木県総合文化センター 第1会議室 (3F) 宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000
- 3. 内容 ①反社会的勢力の現状と対策について

講師:栃木県警察本部 刑事部組織犯罪対策第一課 職員

②反社会的勢力による不当要求対応要領について

講師:公益財団法人栃木県暴力追放県民センター 職員

- 4. 定 員 50名
- 5. 受講料 無料



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者: 弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階 TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 http://satoizumilaw.com

Column

2024年6月25日、経済産業省産業構造審議会製造産業分科会繊維産業小委員会は、繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめを公表しました。あわせて「繊維製品における資源循環ロードマップ」「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン第1版」も公表されています。

ファストファッション及びインターネット販売によるウルトラファストファッションの流行から、繊維製品の値段が安くなると同時に、大量生産・大量消費・大量廃棄の傾向が強くなっています。EUでは、未利用繊維製品の廃棄禁止、拡大生産者責任の適用などの動きが加速化しています。また、リユースという名前の元に回収された衣料品が海外で不法投棄されているという実態も報道されています。日本の繊維製品の多くは輸入に頼っている現在、日本の産業界はどうしたらよいのでしょうか。難しい課題だと思います。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/20240625_report.html https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/pdf/20240625_1.pdf https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/pdf/20240625_3.pdf (佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年8月26日掲載)

○一般廃棄物焼却施設の整備

自治体が運営する廃棄物焼却施設の多くが老朽化しています。しかし、今後の人口減少等を考慮すると、どの程度の規模で建て替えを進めるべきか悩ましいところです。

2023 年 6 月環境省が公表した廃棄物処理施設整備計画によれば、一般廃棄物焼却施設のうち、築30 年を超えるものが231、築40 年を超えるものが49 あるとのことです。家庭ごみの処理や災害廃棄物への備えのためには、自治体の焼却施設はどうしても必要ですが、人口減少及び資源循環の促進という観点も考慮する必要があります。環境省は、令和6年3月29日「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について(通知)」を発出し、適正規模の処理施設設置を推進するように舵を切っています。食品ロスの削減、家具や衣料品等のリユースなど、今後自治体の取り組みはさらに進むでしょう。

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年8月19日掲載)

○ジェトロリポート「アジア大洋州主要国のサーキュラーエコノミー実態調査」

海洋汚染の原因となるプラスチック廃棄物は、アジア諸国からの流出が占める割合が高いとされています。

2024年3月、ジェトロ調査部、シンガポール事務所は、アジア大洋主要国のサーキュラーエコノミー実態調査と題するレポートを公表しました。

これによれば、アジア諸国及びオーストラリアにおいて、ワンウェイプラスチックの段階的使用禁止、拡大生産者責任による回収とリサイクルなどの政策が実施されています。人口が多く、公共による廃棄物処理施設が不十分な地域において、サーキュラーエコノミーをどのように実現するか、課題も大きいでしょう。それは同時にビジネスチャンスに繋がるかもしれません。

詳しくはジェトロの HP をご覧ください。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/4713697e5193d214/20230046.pdf (佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年8月13日掲載)

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう!





今回の宿題は、「事務所から排出される不要」な物は一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかというものでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 事務所から排出される不要となった金属やプラスチック製の事務用机は産業廃棄物である。
- (2) 事務所から排出される不要となった木製の事務用机は一般廃棄物である。
- (3) 事務所から排出される不要となったコンピューターやプリンターは産業廃棄物である。
- (4) 事務所から排出される不要となったテレビは一般廃棄物である。
- (5) 事務所から排出される不要となった書類は一般廃棄物である。

【解説】

事務所から排出される廃棄物の分類については、廃棄物処理法の産業廃棄物にあたるか否かで判断することになる。例えば、金属やプラスチック製の事務用机は業種指定がないので産業廃棄物に該当するし、木製である事務用机や紙くずとなる書類は業種指定により、一般廃棄物に該当する。なお、通知の趣旨は異なるが「引越時に発生する廃棄物の取扱マニュアル」(平成 15 年 2月10日環廃産第83号環境省通知)の表1には「事務所の引越廃棄物の種類と主な処理先」が掲げられており、参考になる。

正解 (4)

まぁ、これは協会会員の皆様ならおわかりのことと思いますが、産業廃棄物は法律と政令全部で20種類が規定されていますが、金属くずや廃プラスチック類は排出事業者の区別は無く、事業活動が伴って排出されれば、どのような業種からの物であっても産業廃棄物となりますね。一方、木くずや紙くず、動植物性残渣などは排出の業種が限定されていましたね。

ちなみに、(3) のコンピューターやプリンターは、その素材から廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くずの混合物と判断され、これらは指定業種は規定されていません。よって、事務所から排出される場合は産業廃棄物となりなります。

(4) のテレビも同様に、産業廃棄物となります。

では、同じ観点からの出題ですが、ちょっと込み入ってた問題を。

- Q,次のうち、誤っているものはどれか。
- (1) 工事現場から発生する廃発泡スチロール梱包材は産業廃棄物の廃プラスチック類である。
- (2) 工事現場から発生する不要になった足場パイプや鉄骨鉄筋くずは産業廃棄物の金属くずである。

~廃棄物処理問題~

- (3) 工事現場から発生する工作物の新築に伴って排出される不要になった木製の型枠や内装工事等の残材は産業廃棄物の木くずである。
- (4) 工事現場から発生するセメントミルクを注入し掘削孔から発生したセメントミルクと土砂の混合物は産業廃棄物の汚泥である。
- (5) 工事現場事務所から発生する雑誌、新聞類の紙くずは産業廃棄物の紙くずである。

【解説】

建設工事から発生する廃棄物が産業廃棄物か一般廃棄物であるかは、それぞれの種類に業種指定のあるなしで判断する。この問題の紙くずは工事現場から排出されてはいるが、工作物の施工から直接排出されたものではないので、一般廃棄物に該当する。

なお、建設廃棄物については「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成 23 年 3 月 30 日環廃産第 110329004 号環境省通知) に「建設廃棄物処理指針」が示されているので参考にされたい。

正解 (5)

なかなかややこしいですよね。建設廃棄物については、一時に何種類もの産業廃棄物が混在して 排出される事や、不法投棄が最も多い事などから詳細に規定され、さらに解説にもあるとおり「指 針」も出されています。

ちなみに、「紙くず」の規定を確認してみましょうか。

(産業廃棄物)

政令第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、 出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。)

括弧書き多いでしょ。これでおわかりの通りいくら建設業から排出されても産業廃棄物にならない「紙くず」もあるんですね。その一つとして「指針」に例示されている物では、「工事現場の作業員が読んで不要になった週刊誌」などがこれにあたります。

では、今回の宿題はさらに「木くず」に踏み込んでみましょうか。これは廃棄物処理法に詳しい 方ほど引っかかる問題かもしれません。お手元に法令集のある方は是非一度調べてみてね。



宿題Q

次のa~eの業種の事業活動に伴って生ずる「木くず」のうち、産業廃棄物に該当する ものに○、産業廃棄物に該当に該当しないものには×を付けなさい。

- a 建設業 (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものに限る)
- b 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)
- c パルプ製造業
- d 輸入木材の卸売業
- e 物品賃貸業









酸素欠乏・硫化水素中毒危険場所における作業

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から、「令和 5 年に発生した酸素欠乏症等の労働災害発生状況について」が発出(基安労発 0725 第 1 号、令和 6 年 7 月 25 日) されましたので、内容を紹介します。

図表1と図表2は、それぞれ酸素欠乏症と硫化水素中毒の労働災害発生状況です。特筆すべきは、 致死率の高さです。酸素欠乏症の場合、いったん被災すると約7割の方が亡くなっています。

労働災害が発生した場合、通常のケガの重さに程度があります。たとえば、下記のようです。

転倒災害の場合 :かすり傷 ➡ 捻挫 ➡ 打撲 ➡ 骨折➡ 死亡 など

酸素欠乏症の場合:(約3割) ➡ (約7割) 死亡

このように比べてみると、途中の段階が少なく、特異な労働災害であることがわかります。

図表1 酸素欠乏症の労働災害発生状況 (2009年~2023年抜粋)

※被災者数は死亡者数を含む。

4	Ŧ.	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計	
	発生件数A	3	2	2	6	5	1	9	11	5	6	4	10	3	4	3	74	致死率 (C/B)
酸素 欠乏症	被災者数B	6	3	2	7	7	1	9	13	5	7	5	12	3	6	4	90	
	死亡者数C	4	3	2	5	3	0	6	4	5	6	5	8	2	5	4	62	69%

図表 2 硫化水素中毒の労働災害発生状況 (2009年~2023年抜粋)

※被災者数は死亡者数を含む。

年		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計	
	発生件数A	1	1	2	3	5	4	4	2	7	5	5	6	6	4	2	57	致死率 (C/B)
硫化水素 中毒	被災者数B	3	1	3	4	10	6	5	3	7	10	5	9	6	5	2	79	
	死亡者数C	0	0	1	2	6	2	1	0	2	4	1	6	2	2	0	29	37%

図表 3 業種別発生状況 (2004 年~2023 年)

業種別発生状況は、図表3です。 産業廃棄物業は清掃・と畜業に含 まれます。

建設業と比べると、酸素欠乏症は 約半分ですが、硫化水素中毒は同数 が発生しています。

二桁も発生しているのは、製造業、 建設業、清掃・と畜業の3業種です。

			運	貨	農	商	接	清	そ	
	461	7:4:				業		掃	の	
	製	建	輸	物	林		客		他	_,
	造	設	交	取	水	金	娯	بع	の の	計
	業	業	通	扱	産	融	楽	畜	事	
			業	業	業	業	業	業	業	
						*		未	未	
酸素欠乏症	54	27	5	4	3	3	4	12	6	118
硫化水素中毒	23	15	1	0	4	1	2	15	7	68
計	77	42	6	4	7	4	6	27	13	186
-									,	

~ワンポイント安全衛生~

2023年に発生した労働災害は、下記の5件です。

図表 4 2023 年に発生した酸素欠乏及び硫化水素中毒の事例

番号	業種	発生	被災者	数(人)	人 - 発生状況					
田夕	「3		休業	Ju ± 1/1.00						
酸素欠乏症の事例										
1	建設業	6	2		トイレの詰まりを直す作業を行っている際に、トイレの配水管がある地下ピットにつながるマンホールの蓋を開けたところ、地下ピット内の酸素欠乏空気に暴露したことで死亡したもの。					
2	製造業	10	1		釜の内部の洗浄作業を行う際に、 防護マスクに酸素供給管をつなげるところを誤って 窒素供給管へつなげ、当該マスク内に窒素が充満 し、死亡したもの。					
3	清掃・と畜業	10	1		破砕された一般廃棄物のピット内に誤って物を落としてしまい、落とした物を拾うために、天 井クレーンのバケットに機上しビット内に降りたところ、 酸素欠乏空気に暴露した ことで、死亡したもの。					
硫化水	素中毒の事例									
1	建設業	4		1	温泉の給水タンク補修のためタンク内へ入ったところ、泉源から発生した硫化水素が 排水管からタンクへ逆流し滞留していたため硫化水素に暴露 し、休業したもの。					
2	清掃・と畜業	5		1	深さ2メートルの浄化槽内部でカキ殻の交換作業を行っていたところ、 浄化槽内に空気を送り込むホースが外れており、硫化水素に暴露 し、休業したもの。					

用語の定義を確認しておきましょう。

●酸素欠乏症等防止規則

第2条(定義)

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が 18 パーセント未満である状態をいう。
- 二 <mark>酸素欠乏等</mark> 前号に該当する状態又は空気中の<mark>硫化水素の濃度が百万分 10 を超える状</mark> <mark>態</mark>をいう。(注・百万分 10➡10ppm)
- 三 酸素欠乏症 酸素欠乏の空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をい う。
- 四 硫化水素中毒 硫化水素の濃度が百万分の10を超える空気を吸入することにより生ず る症状が認められる状態をいう。
- 五 酸素欠乏症等 酸素欠乏症又は硫化水素中毒をいう。
- 六 酸素欠乏危険作業 労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」 という。) 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所 (以下「酸素欠乏危険 場所」という。) における作業をいう。
- 七 第一種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏危険作業のうち、第二種酸素欠乏危険作業以外の作業をいう。
- 八 第二種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏危険場所のうち、令別表第六第三号の三、第九号又 は第十二号に掲げる酸素欠乏危険場所(同号に掲げる場所に あっては、酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にか かるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限 る。)における作業をいう。

次号では、酸素欠乏や硫化水素中毒の労働災害が発生しやすい危険作業の事例や労働災害防止対策 を取り上げる予定です。

CSP労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント 会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者 ≪会社訪問≫ 今回は、正会員の **株式会社アースエンタープライズ** を訪問しました。

1 会社概要

会 社 名:株式会社アースエンタープライズ 代表取締役 荒井 秀男

本 社:栃木県宇都宮市新里町丁 984 番地 1 鹿沼工場:栃木県鹿沼市茂呂字岩石 657 番地 1

TEL 0289-74-5880 FAX 0289-74-5881

ホームページ https://earth.ti-collection.group

創業:平成3年4月 従業員20人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業 中間処理(切断・破砕・圧縮梱包・選別) 許可番号…栃木県(00920035277)

○産業廃棄物収集運搬業

許可番号…栃木県(00900035277)、茨城県(00801035277)、千葉県(01200010775) 群馬県(01000035277)、埼玉県(01100035277)、

3 事業内容

• 産業廃棄物中間処理業

新築工事や解体工事に伴い発生する建設廃材及び工場 にて発生する産業廃棄物を弊社工場へ搬入もしくは自 社運搬車両にて収集し、リサイクル不可物は破砕処理。

・圧縮処理にて最大限まで減量化 リサイクル可能物に関しては【100%リサイクル】を 目標に手選別のち機械選別処理を行うなど、品目ごと に適切な中間処理を行っております。

• 解体工事業

地域貢献の一環として一般住宅の解体工事を行っておりましたが、現在は一般住宅に加え店舗解体や内装解体等、様々な解体工事を行っております。





4 会社からひと言

平成22年より収集運搬業に加え、鹿沼市に工場を建設し中間処理業に携わっております。長年にわたり問題視されている【廃棄物】に対しこのままではいけないと真剣に考え、向き合い【なるべくリサイクル】から【ほぼリサイクル】を目指し、事業に取り組んでおります。

≪会社のPRをしませんか≫

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

こんな時、どうするの? 交換した便器の処分

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問1)

当社は、上下水道や空調設備などの設置や交換をしているいわゆる設備屋ですが、たまにトイレなどのリニューアルをした時に、便器など交換したものを置いてゆくように言われる時があります。トイレの便器は廃棄物処理法上、当社が交換したことによって発生した産業廃棄物、種類は、ガラスくず及び陶磁器くずに該当すると思いますが、発注者の指示通り置いてきても良いものでしょうか。

(回答1)

御指摘の通り、廃棄物処理法上は、貴社の産業廃棄物ガラスくず及び陶磁器くずと言うことになりますが、依頼主がどのような理由で置いておくように言うのか確認すると良いと思います。例えば、建設業の方で、ガラスくずコンクリートくずを処分する施設を有している場合などは、きちんと処分されると思います。まずは、置いてきた便器などがきちんと処分されるかどうか、確認しておくことが第一です。その上で、交換した便器を置いておくことについて、書面で取り交わしておいた方が安全だと思います。

依頼主からの指示なのでなかなか断りづらいとは思いますが、廃棄物処理法や処理費用の根拠 を説明して理解を得るようにすると良いと思います。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中!

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。(9月1日現在、10件契約)詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- ○排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- ○処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- ○マニフェスト等の確認 (適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- ○処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- ○処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- ○契約期間は1年間。
- ○料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円) ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

組織強化の推進について

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、令和6年9月1日現在、正会員198社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

令和6(2024)年度 とちの環エコ製品









■ 栃木県では、リサイクル製品の認定を通して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進するため、「栃木県リサイクル製品認定制度」を実施しています。

■募集期間

令和6(2024)年7月31日(水)~10月4日(金)



■申請書類

栃木県リサイクル製品認定申請書(正本1部・副本2部)

■申請書提出先

○ 認定を受けようとする製品の製造事業場(複数ある場合は、主要な製造事業場)の所在市町を 担当する環境森林事務所等に提出してください。連絡先及び担当市町は以下のとおりです。

事務所名	住 所	電話番号	担当市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-81-9002	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2丁目 2828-4	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1		栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

※ 申請の受付には1時間程度を要するため、事前に電話等で予約をお願いします。

~行政ニュース~

■認定の対象となる製品(認定要件)

- ○申請時において県内で販売されていること
- ○主に県内の事業場で製造されていること
- ○生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- ○原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- ○栃木県リサイクル製品認定基準を満たしていること

1 安全性

○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと ○環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満たしていること など

2 品 質

- ○JIS又はJAS等、公的機関等が定める基準を満たしていること ○栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など
- 3 循環資源の利用割合に関する基準
 - ○公的機関等が定める基準を満たしていること
 - ○栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など



■提出書類〔正本1部(資源循環推進課分)・副本2部(環境森林事務所等分・申請者控え)〕

- ○栃木県リサイクル製品認定申請書
- ○申請する製品(現品及び製品説明書等)及び製造加工フロー
- ○認定要件に該当する製品であることを証する書類
- ○会社案内、パンフレット など
 - ※ <u>申請書類や添付資料は、フラットファイル、ステープラー等による綴込みは行わず、クリップ留めとしてください。</u>

■認定期間

認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで (令和6(2024)年度に認定する製品は、令和12(2030)年3月31日まで)

■認定のメリット

- ○県は、パンフレット等により、県民や事業者等に、認定製品の積極的なPRに努めます。
- ○認定製品には「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。
- ○県は、認定された製品について、品質、数量、価格等を考慮の上、積極的に使用するよう努めます。
 - 〇申請に当たっては、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」を必ず御覧くだ さい。
 - 〇実施要綱、申請書類等は県ホームページからダウンロードできます。

<ホームページ> https://www.pref.tochigi.lg.ip/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html

- ・申請等に関する問合せは、環境森林事務所等まで
- その他の問合せは、環境森林部資源循環推進課(TeL028-623-3228)まで



あなたの住まいが 未来の森林環境を 変えていく



とちぎの森林から産出された木材を 使うことで、伐って、使って、植えるという 森林の循環利用が生まれ、森林資源が 未来へと継承されます。 さあ、持続可能な未来へのアクションを

住まいづくりから始めませんか?

令和6 (2024)年度 とちぎ材の家づくり支援事業

※本事業は、「フラット35」地域連携型(地域活性化)との連携事業です。

住宅の新築や増改築を検討されている方へ

新築事業

県産出材 使用量に応じて い**ずれかを** プラス 一定以上使用で

7.5~60万円 もらえます!

0

10万円上乗せ

- ·県産石材(大谷石等)
- ·県産漆哨
- ・鹿沼組子または日光彫

增改築事業

県産出材 使用量に応じて

7.5~22.5万円 もらえます!

- ●地域の木材を使うことで、森林の多面的機能が守られます!
- ●地域材の利用で輸送時に生じるCO₂の削減にも貢献!







とちぎの いい木 お問合わせ 栃木県環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当

TEL.028-623-3277

QRコードのリンク先で申請の手引きや 申請書等のダウンロードができます



令和6(2024)年度とちぎ材の家づくり支援事業

1.補助金額

工事種別(新築or増改築)や県産木材使用量により補助金額が変わります。

県産出材使用量	補助金額	県産出材使用量	補助金
40㎡以上	60万円	15㎡以上	22.5万円
35㎡以上40㎡未満	52.5万円	10㎡以上15㎡未満	15万円
30㎡以上35㎡未満	45万円	5㎡以上10㎡未満	7.5万円
25㎡以上30㎡未満	37.5万円		
20㎡以上25㎡未満	30万円		T,
15㎡以上20㎡未満	22.5万円		1
10㎡以上15㎡未満	15万円		100
5㎡以上10㎡未満	7.5万円		1
カラス!			100
県産出材使用量	補助金額		
東京サモカは分等にころい L			
県産石材を内装材等に5㎡以上	The second secon		
県産漆喰を内装材等に40㎡以上	10万円		

	新築	增改築
	県内に居住するための木造住宅の新築	県内に居住している住宅の増築·改築
	①原則軸組工法であること ②一戸建て住宅であること	①使用木材に合法木材を使用 ②県産出材を5㎡以上使用
佳	延べ面積 30㎡以上(車庫部分を除く)	
住宅の要件	①使用木材に合法木材を使用 ②県産出材を5㎡以上使用 ③使用木材の55%以上(材積)に県産出材を使用 ④構造材の60%以上(材積)に県産出材を使用	
	令和7(2025)年3月7日までに事業完了し、同日ま	でに実績報告を提出できること
施工者	建設業許可業者(建築一式)が施工すること	
県税の 納税	申請者が県税を滞納していないこと	
その他	県又は団体が行う県産木材のPR事業に協力すること	(氏名等の個人情報を公開することはありません)

3.募集戸数

募集戸数 新築:420戸 増改築:10戸 募集期間 4期に分けて募集(現在の募集状況はHPをご覧ください)

4.申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会 〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1 TEL.028-652-3687



栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業

ゼロエネルギー住宅への補助もあります(新築対象1戸20万円)





栃木県環境森林部気候変動対策課 TEL.028-623-3297 栃木県気候変動

男性にもお勧め

令和6(2024)年8月



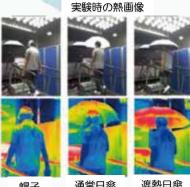
環境省による「日傘による暑さ対策効果を定量的に明らかにするための、人の生理・ 心理反応に及ぼす効果の検証実験」等により、日傘の暑熱対策効果が確認されました。

/// 日傘による暑さ対策効果を定量的に明らかにするための 人の生理・心理反応に及ぼす効果の検証実験

人工太陽が装備された人工気象室で「帽子」「通常日傘」「遮熱日傘」 を使い、生理反応(心拍数、体重減少量、皮膚温及び耳内温)と主観申 告(温冷感、快適感、湿度感、発汗感、気流感、満足感、許容度、日射 感、運動強度)を測定しました。

その結果、生理反応と主観申告の両方において、3つの対策の中で遮 熱日傘の効果が最も高く、次に通常日傘の効果が高いことが分かりまし た。遮熱日傘は、帽子に比べ汗の量(※)が17.3%減少しました。

- ※ 日差しの強い屋外で健康的に活動するためには、汗をかいて体を冷やす必要 があります。しかし、汗は血液から作られるため、汗をたくさんかくと体調を 崩す場合があります。
- (注1) 遮熱日傘とは、日射を99%以上カットする日傘。
- (注2) 不感蒸泄とは、発汗以外の皮膚および呼気からの水分喪失をいう。



通常日傘

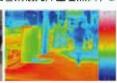
30℃ ■ 80°C

夏季の街路を歩く 歩行者の熱ストレス調査

環境省が、夏季の街路約1kmを約20分歩行する ケースにおける歩行者の熱ストレス(※)を調査した 結果、日傘は熱ストレスを低減することが判明しま

※ 深部体温の上昇度と累積発汗量を熱ストレス指標として評価





日当たりの良い歩道 気温 34℃ 路面温度 50℃

日傘無料貸出イベントでの **喜さ指数(WBGT)測定結果**

環境省が「日傘無料貸出イベント」で暑さ指数 (WBGT) を測定した結果、日傘には1~3℃程 度の WBGT 低減効果があると確認されました。 日傘をさして WBGT 測定値が3℃下がり、熱中 症警戒レベル (表参照) が1段階下がった例もあ りました。

日向と日傘下の WBGT 表示状況 左: 日向 WBGT30℃

右:日傘下WBGT27℃

涼しさを持ち歩こ 遮光率の高い日傘」がおすすめ

日傘は、個人で取り組める暑熱対策として非常に有効です。 環境省の実験では、日射を遮る効果が高い日傘は遮熱効果も 高いことが実証されました。「遮光率90%以上」の日傘が熱中 症対策に効果的です。

使用したことがない方も、今夏は日傘デビューして、涼しさ

を持ち歩きましょう!



日向と木陰は WBGT が違うイメージ 環境省 まちなか暑さ対策ガイドライン より

栃木県気候変動適応センター【事務局:栃木県環境森林部気候変動対策課 2028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための 適応策に関する情報はセンターHP を御覧ください。

(https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html)



(旧 Twitter)



涼しい風を受けながら 初秋を感じよう!

- 他には… ・トワイライトヨガハイク(9/22) ・小田代原「草紅葉」ガイドウォーク (9/22,28 29 ▲秋の戦場ヶ原ガイドウォーク(9/8,13)



詳細やお甲込み、その他 ツアーは各月のQRコード



の道を歩



温泉を引く管をたどりながら 歴史と自然を満喫!

9/29(日) 9:30~14:00

参加費:6,000円

: 赤沼自然情報センター



中禅寺に深くかかわる八丁出島 の中を散策 写仏体験も!

9/23(月祝) 9:00~15:00

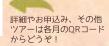
参加費:4,000円 (拝観料・写仏体験料別途)

: 日光自然博物館 集合



奥日光の秋・紅葉を じっくり楽しむ!









知る人ぞ知る小田代原の絶景 「草紅葉」を堪能しましょう!

9/22(日),28(土),29(日),

10/5(土),6(日) 9:45~10:50,14:15~15:20 : 赤沼自然情報センタ

秋の戦 オ ケ



ガイドと一緒に戦場ヶ原の 隠れた魅力や秘密を楽しもう!

10/28(月), 30(水) 10:00~11:30

参加費: 1,000円

: 赤沼自然情報センター 集合



紅葉が終わっても 生きもの観察は とまらない!



詳細やお申込み、その他 ツアーは各月のQRコード からどうぞ!





臨時便の低公害バスで夜の 森や生きものを見に行こう!

 $11/3(B),9(\pm),16(\pm),23(\pm)$ 16:30~18:50

参加費: 3,000円

集合 : 赤沼自然情報センター

オジロ



巨大なワシがメインターゲット! 初心者歓迎の野鳥観察へ!

11/24_(目)

集合 : 赤沼自然情報センター

※12/7(土)には中禅寺湖畔ボートハウスにて 開催予定!

栃木県内のまつり・イベント情報(9月・10月)



				Discover your Tochigi	₹ ,
期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
午前の部10:30~11:30 午後の部14:30~15:30	御用邸「中坪(中庭)めぐ り」 ツアーガイド	日光市	日光田母沢御用邸記念 公園	日光田母沢御用邸記念 公園	0288-53-6767
9月14日(土) ~16日(月·祝) 19:00~21:00	湯西川温泉 灯り導く ~ 竹撮り物語~	日光市	「平家の里前会場	日光市観光協会	0288-22-1525
9月中旬~10月上旬の うち7日程度	彼岸花ウィーク	茂木町	茂木町小井戸(城山公 園)	ふるさと茂木まつり運営 委員会(茂木町商工観 光課)	0285-63-5644
9月21日(土) 10:00~12:00	花の山アロマ体験教室	茂木町	- 茂木町大字小山1067 (樹の花自然園花の山)	樹の花自然園花の山	0285-65-1187
9月22日(日)	生子(いきこ)神社の泣き 相撲	鹿沼市	生子神社(鹿沼市樅山 町1167)	(一社)鹿沼市観光協会 (屋台のまち中央公園内)	0289-60-6070
9月28日(土) 10:00~15:00	まるごとにっこう市	日光市	日光だいや川公園イベ ント広場	日光商工会議所	0288-50-1171
9月29日(日) 9:30~15:30	第19回那須九尾(きゅうび)まつり	那須町	那須町文化センター駐 車場特設会場(那須郡 那須町寺子乙2567-10)	那須町観光商工課	0287-72-6918
10月1日(日) 5:30~17:30	大岩山毘沙門天秋季大祭	足利市	大岩山毘沙門天 (大岩山多聞院最勝寺) (大岩町570)	最勝寺	0284-21-8885
10月上旬~12月下旬	日光手打ちそばスタンプラ リー	日光市	参加各店(日光市内)	日光市農政課	0288-21-5171
10月11月の土曜、日曜、祝日曜、祝日 9:00~16:00	物外軒 秋の無料公開	足利市	物外軒(通6丁目3161- 3、織姫公民館裏)	足利市教育委員会文化 課	0284-20-2230
10月4日(金) ~6日(日)	2024 FIM MotoGPTM 世界 選手権シリーズ第16戦 日 本グランプリ		茂木町大字桧山120-1 (モビリティリゾートもて ぎ)	モビリティリゾートもてぎ	0285-64-0001
10月5日(土) ~10月27日(日)	コスモス祭り	高根沢町	- 鬼怒グリーンパーク (高根沢町宝積寺86-1)	鬼怒グリーンパーク	028-675-1909
10月6日(日) 9:00-15:00	湧く湧くしおやウォーキン グ大会in玉生	塩 谷 町	- 塩谷町総合公園 多目 的広場	塩谷町教育委員会生涯学 習課スポーツ振興担当	0287-45-1113
10月6日(日) 10:00~15:00	「日光の社寺」世界遺産登 録25周年記念日光茶会	日光市	日光山輪王寺本坊表書院(大日本茶道学会) 日光山輪王寺紫雲閣1階(表千家) 日光山輪王寺紫雲閣2階(裏千家)	日光公民館	0288-53-3700
10月12日(土) ~13日(日)	鹿沼秋まつり	鹿沼市	今宮神社(鹿沼市今宮 町1692)	鹿沼秋まつり実行委員 会(鹿沼市観光交流課)	0289-63-2188
10月12日(土) ~11月12日(火)	御食堂室内特別公開 御日拝所室内特別公開	日光市	日光田母沢御用邸記念公園	日光田母沢御用邸記念 公園	0288-53-6767
10月13日(日)	たかポタvol.6	高根沢町	道の駅たかねざわ 元 気あっぷむら(高根沢町 大字上柏崎588-1)	高根沢町観光協会事務局(高根沢町産業課内)	028-675-8104
10月14日(月•祝)	大小山火祭り	足利市	[鳳仙寺(西場町756)	寺島様	090-5250- 6170

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

先日、日経新聞で、兵庫県芦屋市にお住いの糸岡富子さんが世界最高齢者になったとの記事を目にしました。明治41年生まれの116歳、特別養護老人ホームで暮らし、ウォーキングとお寺参りが趣味、乳酸菌飲料がお好きで今でもよく飲んでいらっしゃるそうです。まさに「人生100年時代」のトップランナーですね。

そんな糸岡さんを「人生100年時代」のお手本にしようと考えても、これから116歳までの人生って、なかなか思い描きづらいですよね。そして、「何かしなきゃいけないけど、何から手をつけたらいいのか分からない」という方も多いと思います。今回は、そんな方々向けの「人生100年時代の処方箋」として、「時間を味方につける」という考え方を紹介しましょう。

シンプルに考えると、「人生100年時代」ということは、思った以上に長生きする、ということですね。そして、その分、お金もより多く必要になります。この、より多くかかるお金の備え方について、さらにシンプルに考えを進めると、われわれ現役世代が考えるべきは、①早めに準備を始めること、そして、②長く働き続けること、になるかと思います。当然、「いま、できる、こと」としては、①早めに準備を始めること、になりますよね(^^♪

こんな話をすると必ず、「そんな当たり前のこと、分かってるよ!」とおっしゃる方がいらっしゃいますが、実はそんなふうにおっしゃる方でも、ちゃんと理解されていないことがあります。それが、「時間を味方につける」という考え方です。

例えば、20歳から60歳までの40年間、毎月1万円ずつ積み立てた場合、その合計額は480万円(=1万円×12ヵ月×40年)になりますが、これが年平均2%で運用されるといくらになるでしょうか?その答えは、年金終価係数※を利用すると簡単に計算できます。

■年金終価係数(1年複利)

5.416
12.006
29.778
95.026
-

上記例では、毎年12万円を積み立てることになるので、元利合計は724万円 (=12万円×60.402)になります。 一方、40歳から60歳までの20年間、毎月2万円ずつ積み立てた場合、その合計額は同じ480万円ですが、同様に2%で運用されたとしても、元利合計は583万円(=24万円×24.297)にしかなりません。

これこそが、期間が長くなるほど効果を発揮する金利のチカラであり、「時間を味方につける」という考え方です。そして、「時間を味方につける」ためにも、「人生100年時代」への備えは、少額からでもいいので、なるべく早く始めることが大切です。この処方箋が皆さまの「いま、できる、こと」に繋がれば幸いです。

※ 名前を覚える必要はありませんが、毎年、一定の利率で一定の期間を複利運用しながら積み立てた場合、将来のある時点での積立合計額(元利合計)はいくらになるかを求めることができる係数です。

大和証券 ライフプランビジネス部 2024/8/26作成

会員へのメール配信サービスを始めました。 是非ご活用ください!

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛 にメールくださいますようお願いいたします。

≪登録方法のご案内≫

- ■送信先:協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp
- *メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力
- *本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力 何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 -許可証の変更等について-

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

- □氏名(法人にあっては名称又は代表者の氏名)又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき(TEL 又は FAX 番号の変更も含む)
- □廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更(許可証の写しを添付)及び廃止したとき

- 編集後記-

4年に一度のオリンピックが終わり、日本は海外で実施された大会で過去最高の成績を収めました。金メダルの数では、米国 40 個、中国 40 個につぎ、日本 20 個と三番目の成績で、特にお家芸となりつつあるレスリング、柔道、体操、強化の成果が著しいフェンシング、新スポーツのスケートボード、ブレイキンなどハラハラ、ドキドキ、勇気をもらいました。金メダルと GDP には相関があると言われているそうですが、今回の日本は効率が良いと感じました。

8月は暑く、後半は、のろのろ台風に惑わされました。全国あちらこちらで災害が発生しましたが、本県では鹿沼市で土砂が民家に流れ込み被災されました。9月はこれまでの天気予報では台風シーズンです。「災害は忘れた頃にやってくる。」と言われておりますので、台風も水害も地震も竜巻も、ちょっとかぶっていますが、忘れないように過ごしたいと思います。

- 事務局だより-

☆ 8月2日(金)

(一社)栃木県環境美化協会定時総会が宇都宮市のベルヴィ宇都宮において開催され、加藤副会長が出席しました。

☆ 8月7日 (水)

青年部役員会が宇都宮市の栃木県立美術館普及分館において開催され、福田部長をはじめ6名 が出席しました。

☆ 8月9日 (金)

青年部関東ブロック幹事会が東京都千代田区の(一社)東京都産業資源循環協会において開催され、福田部長、臼井副部長が出席しました。

☆ 8月21日 (水)

関東地域協議会災害廃棄物委員会が東京都千代田区の大手町サンケイプラザにおいて開催され、加藤副会長、湯澤専務理事、中指事務局次長が出席しました。